

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

モエレ処理場汚泥濃縮槽越流配管薬品洗浄業務

2 業務内容

モエレ処理場汚泥濃縮槽から濾液ピットへの越流排水管が完全閉塞しているため、トローラーで貫通させてから薬品でスケールを溶解させて除去する。使用する薬品は受託者で用意すること。

洗浄廃水は中和処理をしたのち汚泥吸引車にて抜き取りを行い、委託者が指定する場所へ運搬廃棄すること。

施工範囲は図面を参照(CIP管-φ150×6m)。

3 履行期間

契約日から令和8年11月27日(金)まで

4 履行場所

モエレ処理場 札幌市東区モエレ沼公園1番2号

II 一般事項

1 提出書類

(1) 業務着手時に提出

ア 業務着手届 1部

着手届の余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。または、契約日から遡及して1年以内の受付及び受領印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

イ 業務責任者指定通知書 1部

ウ 業務責任者経歴書 1部(受託者との雇用関係を証明する書類等含む)

エ 業務日程表 1部

(2) 作業前に提出

ア 安全管理体制表 1部

イ 連絡体制表 1部

(3) 業務完了時に提出

ア 業務完了届 1部

イ 業務報告書・作業日誌等 1部

ウ 業務写真 1部

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 業務条件

作業時間は原則午前9時～午後5時とする。

4 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、受託者は業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

5 安全衛生管理

(1) 業務責任者は原則作業中常駐とする。またすべての業務を管理監督し、業務の遂行にあたっては業務主任及び施設管理担当者と十分打ち合わせを行うこと。

(2) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等に心掛けること。

6 火気の取り扱い

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者に確認するものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

7 敷地内での喫煙

敷地内は全面禁煙であるため、敷地内での喫煙を禁止とする。

8 復旧・事故対応

(1) 復旧

他の設備及び既存物件の損傷、汚染防止に努め万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において現状復旧すること。

(2) 事故対応

業務中事故が発生した場合、速やかに応急処置をとり必要な機関へ連絡するとともに、直ちに委託者に報告すること。

また、本業務に起因する事項については受託者の責任とし、適正に処理すること。

III 特記事項

1 環境負荷の低減

(1) 業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) ゴミの減量、資源物のリサイクルに努めること。

(3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものをを使用すること。

(4) 業務上使用する自動車について、環境に与える負荷の少ない運転を心がけること。

2 その他

- (1) 作業実施に必要な機器、工具及び消耗品類は受託者の負担とする。
- (2) 槽内立入り作業時には、酸欠、硫化水素ガス等が考えられるので、十分に換気を行い安全を確認し作業を行うこと。
- (3) その他この仕様書に定めのない事項や業務の実施において、疑問点や問題点が生じた場合については、その都度協議するものとする。